



表1 原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪など

車種区分		税率（年額）	
		平成27年度	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,000円	2,000円
	その他（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円

※平成26年度税制改正により平成27年度課税から二輪車に係る税率の引き上げを実施する予定でしたが、平成27年度税制改正により実施時期が1年延期されました。

表2 低排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい三輪・四輪の軽自動車

車種区分			税率（年額）			
			[a]	[b]	[c]	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る）で、次の基準を満たす車両について、グリーン化特例（軽課）が適用されます。（平成28年度課税のみ）

[a] 電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減）

[b] 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

[c] 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※ **[b]** **[c]** については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

地方税法などの改正に伴い、平成28年度分から軽自動車税の税率を改定します。**表1**
 軽四輪などの軽自動車について

は、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する車両について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）が適用されます。**表2**

地方税法が改正されました
**税制改正による
 軽自動車税の主な変更点**

税務課課税第一係 ☎ 34・21112

平和の尊さを考えるために

平和パネル展

総務課安全防災係 ☎ 34-2059



戦後70年を迎えるにあたり、戦争の恐ろしさ、平和の尊さを平和パネル展を通して考えます。

日時 **8月15日(土)~21日(金)** (17日(月)は休み)
 午前9時30分~午後5時
 (15日は午後7時まで、21日は正午まで)

場所 図書館（青垣生涯学習センター内）

テーマ 大阪大空襲の体験画



寄附金控除の申請手続きが簡単になりました ふるさと納税ワンストップ特例制度

総合政策課 ☎ 34・2083

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税を行う際、確定申告を行う必要のない給与所得者などが、寄付先の団体が寄付者に代わって税務申告手続を行うことを申請できる制度です。

制度の適用を受ける人は、確定申告の手続きを行わずに、寄附金控除を受けることができます。この場合、所得税からの還付は発生せず、個人

住民税の寄附金控除で税額の控除が行われます。(ふるさと納税を行った翌年度の個人住民税から控除されます)

制度を利用できる人

次の条件を満たす人が利用できます。

- 1 確定申告を行う必要がない人
ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない人が対象です。(確定申告を行わなければならない自営業者などの人や、株式などの所得を申告する人、医療費控除などの各種控除の追加を行う人などは対象外)
- 2 その年に行うふるさと納税の寄付先が5団体以下の人
- 3 平成27年4月1日以後に寄付をした人

平成27年1月1日～3月31日に寄付をした人は、確定申告が必要となるため対象外です。

※確定申告の要不要については、桜井税務署(☎42・3501)へお問い合わせください。

ワンストップ特例が適用される場合

- 確定申告が不要な給与所得者などが対象
- 5団体以下のふるさと納税の場合で、確定申告を行わない場合

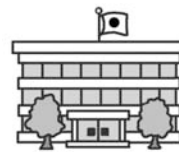


ふるさと納税をした人

①ふるさと納税+ワンストップ特例申請書の提出



ふるさと納税先団体



住所地市町村(都道府県)

③ふるさと納税をした翌年度分の住民税の減額

②納税者の控除に必要な情報を連絡

もう、歳だからとあきらめていませんか

介護予防相談会

長寿介護課 ☎ 34-2052

腰痛ひざ痛がある、姿勢が気になる、歩く速度が遅くなってきた、日常生活で大変になってきている動作があるなど、理学療法士に個別相談し、あなただけの体操や生活のアドバイスを受けて以前の快適な生活を取り戻しましょう!

日程 9月9日(水)

場所 町役場1階 101会議室

対象 65歳以上で介護認定を受けていない町民

相談時間 1人当たり30分

定員 10人(定員になり次第締切)

申込 8月10日(月)から、長寿介護課に電話で。

平成26年度参加者の声

- 毎日継続して、少しずつやるのが大切だと思いました。
- 思い出した時に教えていただいた運動をしています。
- 気軽に相談できてよかったです。
- やればできるんだと自信ができました。